

令和7年度 第3回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時	令和7年5月21日（水）午後1時30分
場 所	青梅市役所3階教育委員会会議室

第3回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和7年5月21日（水）1日間
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議
議案第8号 子育て部分休暇制度の導入に伴う関係規程の整備について（追加）
- 6 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告事項（再掲）

- 1 第21回青梅市小・中学生の主張大会開催要項について（指導室・教育指導担当）
- 2 令和7年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要項について（指導室・教育指導担当）
- 3 第22回おうめ子ども俳句コンテスト実施要領について（社会教育課）
- 4 令和7年度青梅市芸術文化奨励賞表彰実施要領について（社会教育課）
- 5 青梅市図書館の図書館システム更新および特別整理に伴う休館について（社会教育課）
- 6 令和7年度水泳場の開場について（スポーツ推進課）
- 7 諸報告
 - (1) 事業等の実施予定について
 - ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）
 - イ 第57回東京都市町村総合スポーツ大会の実施について（スポーツ推進課）
 - (2) 事業等の実施結果について
生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

協議事項（再掲）

- 1 子育て部分休暇制度の導入に伴う関係規程の整備について（指導室）
- 2 青梅市学校給食費相当額給付金支給要綱の制定について（学校給食センター）
- 3 青梅市学校給食栄養管理システムプロポーザル選定委員会設置要綱の制定について（学校給食センター）
- 4 青梅市文化交流センター生涯学習コーディネーターおよびプロデューサー設置要綱の一部改正について（社会教育課）
- 5 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について（スポーツ推進課）

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	百 合 陽 子
	教育委員会委員	徳 長 邦 彦
	教育委員会委員	原 島 敦 子

出席説明員	学 校 教 育 部 長	谷 合 一 秀
	生涯学習部長	森 田 利 寿
	教育総務課長	榎 戸 智
	学 務 課 長	山 田 浩 之
	指 導 室 長	宇 野 賢 悟
	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	学校給食センター所長	師 岡 寛 也
	社 会 教 育 課 長	平 岡 正 海
	文 化 課 長	原 島 明
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈都子
	スポーツ推進課長	中 村 栄 之
	文化複合施設等整備担当主幹	森 田 和 洋

書 記	教育総務課庶務係長	横 山 竜 太
	教育総務課庶務係	渡 邊 雅 哉

日程第 1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 それでは、定刻でございますので、始めさせていただきたいと思います。

本日の定例会には、教育長および委員 3 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和 7 年度第 3 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 はじめに、日程第 2、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録の署名委員は、徳長委員を指名いたします。

次に、令和 7 年 3 月 26 日開催の令和 6 年度第 14 回定例会の会議録につきましては、前回の定例会で御配付し、それぞれ御覧いただいております。

よろしければ、この場で御承認いただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。令和 6 年度第 14 回定例会会議録につきましては、御承認いただきました。

日程第 3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは、日程第 3、教育長報告事項に移ります。

はじめに、委員の皆様から、御報告を頂戴したいと存じます。

本日は、百合委員からお願いしたいと存じます。

【委員（百合）】 先日、学校給食センターから、機材のフードスライサーの刃が破損していることが発覚したため、そのスライサーを使用したおかずの提供を停止したという報告がありました。児童・生徒は、おかずが一品減らされてしまったという残念な思いをされたと思うのですが、万が一事故があつてはいけないので、提供を停止された判断は良かったのではないかなと思います。

各家庭への謝罪等の対応も早くて、代替品についても検討していただいているということなので、とてもありがたく思っています。

先日の 5 月 18 日は、青梅市のボッパルト姉妹都市提携 60 周年記念式典へ出席させていただきました。ボッパルト市との関係がこんなに長く続いていると知らずに、とてもたくさんの方々関わっていることに驚きました。

青梅市にドイツ語を話せる人がたくさんいるということにも驚きました。

式典では、第三中学校の吹奏楽部の演奏が素晴らしかったです。おいしいお酒も頂いて、楽し

い時間を過ごすことができました。以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。徳長委員、お願いいたします。

【委員（徳長）】 私は、エクストリームスポーツパークに行かせていただいて、オリンピック選手の演技を見させていただいたのですが、あんなすごいことができるのかと驚きました。

施設が思ったよりも狭かったので、たくさんの来場者が来たらどうなのかという心配はありましたけれども、青梅市がこういう形でスポーツに対してより積極的に取り組んでいただけたいいなと思いました。

それから、私も、ボッパルト姉妹都市提携60周年記念式典に参加させていただきました。過去に、娘が派遣団として参加させていただいて、我が家でもホームステイの受入れを1回したことがあるので、とても懐かしく感じました。

また、青梅市長が、最初から最後まで何も見ないでスピーチされていて、ドイツ語がりゅうちょうですごいなと思いました。

私も、外国語を少しずつ勉強できたらいいなと思いました。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。原島委員、お願いいたします。

【委員（原島）】 私は、先日5月19日の東京都市町村教育委員会連合会に参加させていただきました。来賓祝辞で、多摩教育事務所長より東京都教育施策大綱の説明があり、2050年東京の目指す教育として、「LPX（Lerning Platform Transformation）」で教育を変えていくというような話がありました。これまでの学びのあり方を見直し、新たな教育のスタイルに変革を目指すということで、自分自身も柔軟に変化する必要があるのだなということを感じました。教育現場もこれから大きく変わっていくところで、私たちの役割もすごく大きいのではないかなというふうに思いました。

そして、直近で、体育祭や運動会の御案内を各学校から頂いております。気温も高くなっています。すでに学校現場の先生方も対策を取られていると思うのですが、先日、ある学校の体育祭に行った際も、保護者、生徒の皆さんも水分取ってくださいというようなアナウンスが適宜ありました。日差しを遮るような場所での休憩や、そういった細かな対策を引き続きよろしく願います。

あと、成木小学校でプールの学習が始まりまして、セントラルスポーツにバスで送迎があるのですが、改めて、雨の影響も受けず、すごく習熟度が高くなっていく、セントラルスポーツを活用させていただいて、とてもありがたいなと思います。

児童たちも非常に楽しみにしているようで、それをきっかけに、プール授業をより多くしたいという声もあるようです。引き続きよろしくお願いいたします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

私から、何点か御報告申し上げます。

先々週、先週と、都市教育長協議会の関東大会、全国大会が行われまして、出席してまいりました。他自治体と情報交換する中で、同じような課題、問題を抱えているのだと再認識したとこ

ろでございます。これからも他自治体の話を聞きながら、青梅市に良い部分を取り入れていきたいと考えております。

それから、5月10日および11日に、釜の淵新緑祭を開催しました。おかげさまで盛況で、無事に終えることができました。ありがとうございました。

ボッパルト姉妹都市提携60周年記念式典のお話も頂きました。5月25日日曜日の早朝に青梅市を出発する予定でございます。まだ市内におりますので、よろしくお願いします。

運動会のお話も頂きました。今週土曜日から春の運動会が始まります。お時間が許す限り、御参観いただければと思います。

1 第21回青梅市小・中学生の主張大会開催要項について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項につきまして、順次説明させていただきます。

はじめに、教育長報告事項の1、第21回青梅市小・中学生の主張大会開催要項について説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、報告資料1を御覧ください。

第21回青梅市小・中学生の主張大会開催要項でございます。

1の趣旨につきましては、青梅市内の小・中学生が、将来の夢や生き方、身近な生活や社会に対する考え方、郷土への思いなどについて自分の考えや思いを発表し、自立心をはぐくむ貴重な機会とするとなっております。

(1)につきましては、小・中学生一人一人の様々な考えや思いを同世代の小・中学生や保護者・市民が受け止め、理解を深める機会といたします。

(2)につきましては、小・中学生が日々学校で学んだ成果を発表する場として活用することとしております。

4の開催日時につきましては、令和7年12月6日土曜日の午後1時30分から午後4時までを予定しております。

5の開催場所につきましては、S&Dたまぐーセンターでございます。

6の出場者募集内容につきましては、募集要項により、一般公募および市内小・中学校を通じて募集をいたします。

7の応募資格につきましては、市内在住または在籍の小学校5・6年生、中学校1・2・3年生となります。

8の出場者の決定につきましては、応募者の中から、審査により小学校5・6年生から6名、中学校1・2・3年生から10名を選出するものでございます。

9の発表方法、時間につきましては、小学生は3分程度、中学生は5分程度としております。

10の審査および表彰につきましては、(1)青梅市長賞、(2)青梅市教育委員会賞、裏面になりまして、(3)審査委員特別賞となります。

11の実施方法ですが、青梅市民・学校関係者・発表者の保護者等、観客を入れて実施をいたし

ます。

12の主張大会発表文集の配布および活用等につきましては、各小・中学校・中央図書館などの公共施設に配布し、学習活動の活用や市民が小・中学生の考えや思いを知る一助とすることとしてまいります。説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

2 令和7年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要項について（指導室・教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項の2、令和7年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要項について説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、報告資料2を御覧ください。

令和7年度青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要項について説明させていただきます。

まず、1の趣旨につきましては、青梅市における伝統文化の継承、発展および児童・生徒の郷土愛の育成に資するため、伝統芸能を継承している児童・生徒を表彰するものでございます。

ここで言う伝統文化とは、3ページにあります青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要綱第2項に記載されていますとおり、青梅市内において、市民によって伝承されている芸能をいいます。

4の表彰期日につきましては、令和7年12月に各学校で表彰日を設定いたします。

6の表彰対象につきましては、青梅市内在住または在学の小学校児童および中学校生徒としております。

7の推薦基準につきましては、3ページの青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要綱第4項および5ページの青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要領第3項に記載のとおりです。

また、2ページにありますように、別紙様式の推薦書にて各学校から推薦を頂くということになっております。

続いて、9の募集期間につきましては、令和7年6月30日から9月5日までとなっております。

続いて、10の被表彰者の決定につきましては、審査会において表彰が適当と認めたものについて教育委員会が決定します。

審査員の構成につきましては、4ページの青梅市教育委員会伝統文化奨励表彰実施要綱第10項に記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

3 第22回おうめ子ども俳句コンテスト実施要領について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項の3、第22回おうめ子ども俳句コンテスト実施要領

について説明いたします。

【社会教育課長（平岡）】 それでは、報告資料3を御覧ください。

1の目的といたしまして、子どもたちが、日本の伝統文化であり、世界最小の詩形とも呼ばれる俳句に触れ、親しみながら学習する機会を提供することとしております。

4の応募資格は、市内在住・在学の小・中・高校生としております。

5の周知方法は、令和7年7月1日号の広報おうめに募集告知記事を掲載するとともに、市内小学校・中学校・高等学校、各市民センター、中央図書館、文化交流センターにポスター、募集用紙および応募箱を設置し、学童保育所にポスターを設置する予定です。

8の募集期間は、令和7年7月1日火曜日から令和7年9月1日月曜日までとしております。

10の各賞につきましては、最優秀賞、優秀賞、入選としております。

12の表彰式でございますが、令和7年12月6日土曜日、午前10時30分から、市役所の2階会議室で開催予定です。説明は以上となります。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

4 令和7年度青梅市芸術文化奨励賞表彰実施要領について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項の4、令和7年度青梅市芸術文化奨励賞表彰実施要領について説明いたします。

【社会教育課長（平岡）】 報告資料4を御覧ください。

はじめに、1の趣旨ですが、青梅市における芸術文化の振興と豊かな情操の育成に資するため、芸術文化活動に優秀な業績を上げた市民を表彰することとしております。

4の表彰日時および5の場所ですが、令和7年12月6日土曜日に市役所2階会議室で開催予定としております。

7の該当期間ですが、令和6年9月2日から令和7年9月1日までとしております。

9の募集方法ですが、9月1日号広報おうめに掲載するとともに、事前に市内小・中学校長、社会教育委員および青梅市文化団体連盟等を通じて募集する予定です。

10の募集期間ですが、令和7年9月1日月曜日から12日金曜日までとしております。

11の被表彰者の決定ですが、被推薦者の中から、10月開催の社会教育委員会会議で表彰が適当と認められたものについて、11月開催の教育委員会の承認後、市長決裁に付して決定する予定です。

説明は以上となります。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

5 青梅市図書館の図書館システム更新および特別整理に伴う休館について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項の5、青梅市図書館の図書館システム更新および特

別整理に伴う休館について説明いたします。

【社会教育課長（平岡）】 それでは、報告資料5を御覧ください。

休館期間ですが、1につきましては、全館休館として、9月16日火曜日から9月30日火曜日の15日間としております。

その内訳につきましては、2の作業予定で記載のとおり、(1)蔵書点検を9月16日火曜日から9月21日日曜日までの6日間で全館実施します。これは毎年実施している図書館の特別整理で、図書館の休館を規定しております青梅市図書館条例第4条第5項に定める特別整理期間、毎年1回15日以内という規定にもとづくものでございます。

ただし、例年は図書館システムが稼働しており、特別整理休館日でない他図書館で貸出しを行うことができる状態となっておりますが、今回のシステム更新の間は、システムが停止することになりますので、例年の整理期間とは異なる対応となります。

今回は、新しいシステムへのデータ移行をするために、蔵書点検のため、全館をシステム停止し、計6日間で実施しようと考えてございます。

蔵書点検作業の内容につきましては、全ての蔵書資料があるかないか、一般に言う棚卸し作業を実施する予定です。

次に、(2)システム更新として、図書館で使用するパソコン機器、以下、図書館システムの更新を9月22日月曜日から9月30日火曜日までの9日間をかけて行う予定でおります。

こちらは、現在使用しているパソコンをはじめとした機器の入替え、旧機器の撤去作業、新システムの職員研修等を予定しております。この間は、先ほど申し上げましたように、システムが完全停止しているため、図書館ホームページから図書館資料検索等もできなくなる予定になっております。

次に、その他として、例年実施している各館の書架、図書等の清掃作業についてですが、9月16日から30日まで、全館休館期間中に随時実施をし、10月1日水曜日、更新後のオープン日となりますが、この日には市民の皆様にご気持ちよく利用していただけるように、清掃作業を進めていきたいと考えております。

市民への周知につきましては、事前に広報おうめ、図書館のホームページ、ポスター等の掲示により、利用者の方々へ周知させていただきたいと考えてございます。

説明は以上になります。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。広域利用があると思うのですが、他市町村への周知についてはいかがですか。

【社会教育課長（平岡）】 他市町村にも、この間、システム更新により休館となる旨伝え、対応をしていただく予定でございます。

【教育長（橋本）】 よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

6 令和7年度水泳場の開場について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項の6、令和7年度水泳場の開場について説明いたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは、報告事項の6、令和7年度水泳場の開場について御説明申し上げます。

今年度の東原公園水泳場およびわかぐさ公園こどもプールにつきましては、開場期間は、7月第3土曜日となります7月19日土曜日から8月31日日曜日までの44日間を予定しております。

開場時間は、東原公園水泳場については、午前10時から午後6時まで、わかぐさ公園こどもプールにつきましては、午前10時から午後5時までとなります。

使用料につきましては、備考欄に記載しているとおりでございます。

両施設とも、オープンに向け指定管理者の管理の下、清掃・修繕等を行い、安全管理を徹底しながら、適切に運営してまいりたいと考えております。

なお、沢井市民センタープールにつきましては、令和6年度第13回定例会にて御報告させていただきましたが、令和7年度から休場とさせていただきます。

こちらの周知につきましては、広報おうめ、ホームページに掲載するとともに、地元住民の皆様向けに市民センターだよりへの掲載や自治会回覧で周知してまいります。

報告は以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

7 諸報告

(1) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）

イ 第57回東京都市町村総合スポーツ大会の実施について（スポーツ推進課）

(2) 事業等の実施結果について

生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課・スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の7、諸報告でございますが、あらかじめ委員の皆さんには、お目通しいただいております。

この際、御質疑等ございましたらお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

日程第4 協議事項

1 子育て部分休暇制度の導入に伴う関係規程の整備について（指導室）

【教育長（橋本）】 それでは次に、日程第4、協議事項に移ります。

協議事項の1を議題といたします。

子育て部分休暇制度の導入に伴う関係規程の整備について説明をいたします。

【指導室長（宇野）】 協議資料1、子育て部分休暇制度の導入に伴う関係規程の整備について

を御覧ください。

1、改正の理由についてであります。

令和7年4月1日より、東京都で、子育て部分休暇制度が導入されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

2、改正する規程についてであります。

改正する規程は、(1)青梅市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長および副校長に委任する規程、(2)青梅市立学校事案決定規程、(3)青梅市立学校等職員の出勤記録および出勤簿整理規程であります。

3、改正の理由についてであります。

子育て部分休暇制度の導入に伴う関係規程の整備、新旧対照表を御覧ください。

(1)にあるとおり、それぞれの規程に子育て部分休暇制度について加え、改めるものであります。(2)として、その他所要の規定の整備をおこないます。

4、施行期日についてですが、公表の日であります。

以上、よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いをいたします。

【委員（徳長）】 この部分休暇の時間は、半日とか時間単位で取得できるのですか。

【指導室長（宇野）】 時間は30分単位で、1日につき2時間以内で承認するものとなっております。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

それでは、協議事項ですので、お諮りいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、子育て部分休暇制度の導入に伴う関係規程の整備については承認されました。

2 青梅市学校給食費相当額給付金支給要綱の制定について（学校給食センター）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の2を議題といたします。

青梅市学校給食費相当額給付金支給要綱の制定について説明いたします。

【学校給食センター所長（師岡）】 それでは、協議事項2、青梅市学校給食費相当額給付金支給要綱の制定について御説明申し上げます。

本件につきましては、本年2月定例議会の市長の施政方針演説において、全ての子どもを誰一人取り残さないという信念のもと、給付事業を開始すると申し上げ、これまで学校給食費の無償化対象外であった私立を含めた全ての児童生徒に対して学校給食費相当の給付を行うこととしました。

教育委員会としましては、青梅市立学校に在籍する児童生徒について、本要綱を制定しようと

するものであります。

それでは、お手元の協議資料2を御覧ください。

まず、1の制定理由につきましては、食物アレルギー等の理由で、学校給食の提供を受けていない児童生徒の保護者に対し、当該保護者の学校給食の代替とする食事にかかる経済的負担を軽減するため、学校給食費相当額を給付しようとするものであります。

次に、2、制定の内容、(1)支給対象者につきましては、次のアからウまでのいずれかに該当する児童生徒の保護者といたします。

アといたしまして、食物アレルギーその他の疾患を有することなどの理由により、やむを得ず学校給食の提供を受けられない状況にあり、月に一度も学校給食の提供を受けていないこと。

イといたしまして、不登校、別室登校等で学校給食の提供を受けていないことにより、各月の学校給食の喫食回数が5分の1以下であること。

また、ウ、その他市長が認める者であることとしております。

続きまして、(2)給付金の額につきましては、支給対象者が該当する月数に、学校給食費の額を乗じて得た額としようとするものであります。

(3)支給申請から支給までの手続について。

(4)では、申請の期限について定めようとするものであります。

最後に、3の実施期日につきましては、本日の教育委員会でお認めいただいた後、令和7年4月1日に遡り適用しようとするものであります。

大変雑駁でございますが、説明は以上です。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 支給対象者ですが、ア、イ、ウ、それぞれの人数をお聞きしたいと思います。現時点で、その支給対象者として見込まれる人数はどの程度でしょうか。おおよそで構いません。

【学校給食センター所長（師岡）】 アについては、令和6年5月1日時点で、小学生、中学生とも4人ずつ、計8人いることを把握しております。

【教育長（橋本）】 1年前の数字では、アが8人ということですね。

【学校給食センター所長（師岡）】 はい。

【教育長（橋本）】 イに該当する人数はどの程度ですか。

【学校給食センター所長（師岡）】 予算積算時点となりますが、不登校状態にある児童生徒として、小学生が60人、中学生が110人と捉えております。

【教育長（橋本）】 合計170人ですね。

【学校給食センター所長（師岡）】 はい。

【委員（徳長）】 それに関連した質問ですが、不登校の子の給食に関して、普段は、それを含めた人数分で提供しているのでしょうか。

【学校給食センター所長（師岡）】 停止届を受けている児童・生徒の分は、給食は提供してお

りません。

【委員（徳長）】 ウのその他市長が認めるというのは、どのような条件になるのでしょうか。

【学校給食センター所長（師岡）】 今回要綱を策定する際に、様々なケースを想定しました。アとイで、おおむね網羅できていると考えておりますが、現時点で想定していないものが今後出たときのためということで、現時点では、条件の想定はしておりません。

【委員（徳長）】 ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょう。よろしいでしょうか。

青梅市の場合は、私立学校等に通っている子どもたちにも、市長部局から給食費相当分を支給するとなっていますので、誰一人取り残さないという政策となっております。

また、下半期分の申請が3月末となっているので、周知をしっかりと行うようにお願いしたいと思います。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市学校給食費相当額給付金支給要綱の制定については承認されました。

3 青梅市学校給食栄養管理システムプロポーザル選定委員会設置要綱の制定について （学校給食センター）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の3を議題といたします。

青梅市学校給食栄養管理システムプロポーザル選定委員会設置要綱の制定について説明いたします。

【学校給食センター所長（師岡）】 それでは、協議事項3、青梅市学校給食栄養管理システムプロポーザル選定委員会設置要綱の制定について御説明申し上げます。

お手元の協議資料3を御覧ください。

1の制定の理由につきましては、青梅市学校給食栄養管理システムの更新に当たり、その業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うために、本委員会を設置しようとするものであります。

次に、2の制定の内容の(1)の所掌事項ですが、プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の策定に関すること、企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関することとしております。

次に、(2)の組織については、学校給食センター所長を委員長、学校給食センター業務係長を副委員長として、記載の所属等から各所属長が指名する者、各1名で組織します。

次に、(3)では、委員長等の職務および会議について。

(4)では、報告について規定しております。

最後に、3の実施期日等につきましては、本日の教育委員会でお認めいただいた後に、市長部

局の承認を頂き、6月1日からの実施としております。また、選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止するとしております。

説明は以上であります。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、御質疑等ないようですので、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市学校給食栄養管理システムプロポーザル選定委員会設置要綱の制定については承認されました。

4 青梅市文化交流センター生涯学習コーディネーターおよびプロデューサー設置要綱の一部改正について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の4を議題といたします。

青梅市文化交流センター生涯学習コーディネーターおよびプロデューサー設置要綱の一部改正について説明いたします。

【社会教育課長（平岡）】 それでは、協議資料4を御覧ください。

1の改正理由ですが、現在、文化交流センターでは、生涯学習の推進を図るため、生涯学習コーディネーター1人、プロデューサー3人の計4人で運営しております。この生涯学習コーディネーターおよびプロデューサーの職務を整理するため、当該職務の内容を見直すほか、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

新旧対照表を御覧ください。

表の右側が現行の要綱であります。第2項に、コーディネーターおよびプロデューサーの職務がそれぞれ記載されております。

第1号、コーディネーターの職務内容ですが、プロデューサーとの連絡調整に関すること、センターにおける生涯学習事業の監理に関すること、プロデューサー調整会議に関すること、青梅市教育委員会との連絡調整に関すること、その他委員会が必要と認める業務に関することが職務となっております。

続きまして、第2号、プロデューサーの職務ですが、生涯学習事業の企画・運営に関すること、生涯学習情報の発信に関すること、生涯学習サークルの支援に関すること、センター利用者の交流に関すること、その他生涯学習の推進に必要な事項に関することが職務となっております。

しかし、文化交流センター開館から6年が経過し、現状、コーディネーターもプロデューサーも職務の区別はなく、4人が分担して同じ職務に当たっている現状があります。利用者も、コーディネーター、プロデューサーの区別なく、プロデューサーもコーディネーターと呼ばれている状況であります。

また、コーディネーター等の年齢や、職務負担の偏りを無くすことなどを踏まえ、後任のコーディネーターを育てることや、退職等が生じた際も文化交流センターの運営等に支障が起きないような体制づくりを図るため、本要綱の一部改正に至りました。

協議資料の4にお戻りください。

2の改正内容ですが、(1)プロデューサーを廃止し、当該職務をコーディネーターに統合する。あわせて、(2)コーディネーターの数を現行の1人から7人以下に改めようとするものであります。

現在のプロデューサー、コーディネーター、計4人から、最大で7人までとするものでございます。

3の実施期日は、令和7年5月21日でございます。

なお、この改正内容につきましては、コーディネーター等で組織する調整会議にて協議を重ねたものであることを申し添えます。

説明は以上でございます。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 よく分からなかったのですが、現行のコーディネーター1名とプロデューサー3名を、コーディネーター7名にするということでのいいのですか。

【社会教育課長（平岡）】 委員おっしゃるとおりでございます。

【委員（徳長）】 人数を増やすというのは、何か理由があるのですか。

【社会教育課長（平岡）】 先ほど理由の中で御説明させていただいたとおり、現在のプロデューサー、コーディネーターの年齢が高齢化しております。例えば、一人退職しますと、これまでの利用者の方々へ提供していたサービスを提供できなくなるおそれがあります。そのような事態が起きたときにも、切れ目なくサービスを提供するため、人数を増やし一人にかかる負担を減らして運営していくことを、現行の予算の中で対応ができるように、報酬の金額等も調整会議の中でプロデューサー、コーディネーターと話をし、本日、お示しさせていただいております。

【委員（徳長）】 分かりました。

【教育長（橋本）】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

改正後、すぐに7人体制になるということではないのですよね。

【社会教育課長（平岡）】 おっしゃるとおりでございます。状況を見て段階的に委嘱していく予定です。

【教育長（橋本）】 仮に7人に委嘱したとしても、現行予算で対応できる体制で取り組むということでしょうか。

【社会教育課長（平岡）】 おっしゃるとおりでございます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市文化交流センター生涯学習コーディネートおよびプロデューサー設置要綱の一部改正については承認されました。

5 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について（スポーツ推進課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の5を議題といたします。

青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について説明をいたします。

【スポーツ推進課長（中村）】 それでは、協議事項の5、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について御説明申し上げます。

協議資料の5を御覧ください。

この件につきましては、青梅市スポーツ振興審議会条例第2条の規定にもとづき、下記のとおり青梅市スポーツ振興審議会へ諮問するものであります。

1の諮問事項につきましては、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助および表彰についてであります。

2の諮問理由につきましては、援助対象事業および表彰候補者として申請があったものに対し、援助および表彰の適否について意見を求めるものであります。

3の答申日につきましては、令和7年5月28日に開催予定の令和7年度第1回青梅市スポーツ振興審議会の日程と同日としております。

なお、このスポーツ振興基金条例にもとづく援助等につきましては、例年、年間3回開催しておりますスポーツ振興審議会の開議直前まで申請を受け付けておりますことから、専決処分による報告事項とさせていただいておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしく御協議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。

すでに候補者がいるということでよろしいですね。

【スポーツ推進課長（中村）】 はい。

【教育長（橋本）】 それでは、お諮りいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問については承認されました。

【教育長（橋本）】 次に、先ほど協議事項の1が承認されたことに伴い、議案が1件追加されるところであります。

つきましては、本日の日程に議案第8号、子育て部分休暇制度の導入に伴う関係規程の整備についてを追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認め、本日の日程に議案第8号を追加いたします。
議案書を配付いたします。

〔議案書（2）配付〕

日程第5 議案審議

議案第8号 子育て部分休暇制度の導入に伴う関係規程の整備について（追加）

【教育長（橋本）】 それでは、議案第8号を議題といたします。

子育て部分休暇制度の導入に伴う関係規程の整備について説明いたします。

【指導室長（宇野）】 それでは、議案第8号、子育て部分休暇制度の導入に伴う関係規程の整備について御説明申し上げます。

本案につきましては、先ほど協議事項1で御説明申し上げ、御協議いただき、御承認を賜った規程の整備についての議案でございます。

内容等につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明が終わりました。御質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 御異議ないものと認めます。よって、議案第8号、子育て部分休暇制度の導入に伴う関係規程の整備については、原案のとおり可決されました。

【教育長（橋本）】 以上で、予定された案件については全て終了しました。

そのほか、何かありますか。

【社会教育課長（平岡）】 生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭2025～事業報告をさせていただきます。

机上に配付した資料を御覧ください。

5月10日、11日の2日間、釜の淵公園と文化交流センターで実施いたしました。

参加者については、3の参加者数、イベント実績にありますとおり、出演者と来場者の合計は、3,924人でした。右の括弧内が前年度実績で、昨年に比べて617人の増となりました。

10日は、天気があまりよくなく、小雨が降る時間帯もありましたが、予定どおり全ての催しを実施することができました。11日は、天気も回復しまして、とても爽やかな新緑の中で多くの来場者を迎えることができました。

また、本年度も多摩リハビリテーション学院および多摩高等学校の学生と新任の先生にも御協力いただきまして、会場準備から片づけ、駐車場の案内などの業務をお手伝いしていただきまし

た。

報告は以上でございます。

【教育長（橋本）】 ほかに何かありますか。よろしいですか。

【教育長（橋本）】 それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（榎戸）】 それでは、今後の予定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

1件目から3件目は、小・中学校の運動会についてでございます。

今週末の土曜日から3週にわたり、いずれも土曜日に記載の各校で実施されます。

次に、4件目は、小学校音楽鑑賞教室でございます。

6月13日の金曜日に、福生市民会館で開催されます。後ほど御説明いたします中学校音楽鑑賞教室とともに、今後、指導室から委員の皆様へ御案内を差し上げる予定であります。

次に、5件目は、学校訪問についてでございます。

6月27日の金曜日に、第三小学校を訪問し、授業の様子などを御覧いただき、給食の試食をしていただく予定でございます。

次に、6件目は、次回、第4回の教育委員会定例会についてでございます。

7月2日の水曜日、午後1時30分から、教育委員会会議室で開催いたします。また、教育委員会終了後に、7件目の小学校長と教育委員との懇談会を開催いたします。午後4時から、会場につきましては、市役所2階、災害対策本部室となります。

続きまして、裏面を御覧ください。

次回定例会以降の予定となりますが、日にちが近いことから本日御報告するものでございます。

1件目は、中学校音楽鑑賞教室についてでございます。

7月3日の木曜日に、福生市民会館で開催されます。

次の2件目から4件目は、学校訪問についてでございます。

7月4日の金曜日は第五小学校、9日の水曜日は第六小学校、11日の金曜日は西中学校を訪問します。それぞれ午前中に実施しますが、給食試食の有無については記載のとおり、扱いが異なりますので御確認ください。

今後の予定については以上でございます。

【教育長（橋本）】 小・中学校の音楽教室に出演される団体は分かりますか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 小学校は東邦音楽大学です。中学校はパシフィックフィルハーモニア東京です。

【教育長（橋本）】 分かりました。

日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長（橋本）】 それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これをもって

閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後 2 時30分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員